

履修規程

(趣旨)

第1条 専修学校 麻生ビューティーカレッジ学則第11条により、この規程を制定する。履修に関する事項は、この規程の定めるところによる。

(授業課目の区分)

第2条 授業課目は、必修課目、選択課目および一般課目とする。

(必修課目)

第3条 必修課目は、専門分野の基盤をなし且つ国家試験課目に該当する授業課目をいう。

(選択課目)

第4条 専門課目は、美容師に求められる幅広い教養と専門的技術を身につけるための授業課目をいう。

2. 専門課目内に、学校が指定する課目と、学生自身が選択する課目を設定する。

(一般課目)

第5条 一般課目は、多角的な視点を養成するための授業課目をいう。

(卒業の要件)

第6条 本校を卒業するためには、学則に定める修業年限以上在学し、指定された必修科目と選択課目および一般課目を修得しなければならない。

(単位数計算の基礎)

第7条 1単位の授業課目は、45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果および授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義・演習・実習については、30時間の授業をもって1単位とする。但し、一般課目については、15時間の授業をもって1単位とする。

(授業課目の履修年次)

第8条 授業課目は、各学科の定める年次にそれぞれ履修しなければならない場合がある。

(再履修)

第9条 指定された履修年次に単位を修得できなかった課目は、原則として、次の学期または学年に再履修しなければならない。

(履修登録の手続)

第10条 単位を修得するためには、学科の定めるところに従い、登録手続を行わなければならない。ただし、カリキュラムを学生に提示することで履修登録とみなす場合がある。

(履修登録の無効)

第11条 同一時限に授業が行われる複数の授業課目を重複して登録してはならない。重複登録を行った場合には、いずれの授業課目の登録も無効とする。

2. 既に単位を修得した課目と同一の授業課目は重ねて履修することができない。

(履修登録単位数の上限)

第12条 1年間に登録できる単位数の上限は、学科の定めるところによる。

(履修登録の期間)

第13条 履修登録は、本校の定める期間中に行わなければならない。ただし、病気、休学などやむを得ない理由により所定期間中に履修登録が不可能な場合は、直ちにその旨を担任に届け出て指示を受けなければならない。また、届け出ることなく履修登録を行わなかった場合は、特別の理由のない限り、その年度の履修登録を認めない。

(履修登録変更)

第14条 履修登録後は、所定の期間に限り、履修登録の変更、追加および中止を認める。それ以外の期間については、特別の理由のない限り、履修登録の変更は認めない。なお、履修の中止を行った課目は、いかなる理由があっても当該学期中に再度履修登録を行うことはできない。

(休学による履修登録の取消)

第15条 履修登録後に休学した場合は、履修登録したすべての授業課目を取消すものとする。ただし、履修期間が終了している授業課目は除く。

(単位の授与)

第16条 各授業課目における3分の2（実習を伴う課目は5分の4）以上の出席、および成績評価判定で合格した者に対し、所定の単位を授与する。

(本校以外の教育施設等における学修)

第17条 教育上有益と認めるときは、美容師養成施設指定規則の定めるところにより、他の美容師養成施設における授業課目の履修を、本校における授業課目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2. 外国の教育機関における授業課目の履修を、本校における授業課目の履修とみなし単位を与える場合がある。ただし卒業に必要な単位数には含めないものとする。

3. 第1項、第2項により本校における授業課目の履修とみなすことができる単位数は、本校

の修了に必要な総単位数の二分の一を超えないものとする。

(転科者、編入学者、転入学者および再入学者の既修得単位)

第 18 条 転科、編入学、転入学および再入学した場合の細則は、別に定める。

(留年)

第 19 条 最終学年次終了時まで第 6 条の卒業要件を満たさなかった者は、卒業判定会議の決定により留年となる。

2. 留年となった者は、最終年次に留める。

3. 留年した者が、以後に在学した学期終了時に卒業要件を満たした場合は、卒業とする。

(修得単位不足による除籍)

第 20 条 在籍する学科の在学期間を超えてなお卒業に必要な単位を修得しない者、その他成業の見込みのない者は除籍する。

附 則

この規程は、2019 年 4 月 1 日より施行する。